

孤立無援者終身サポート事業
一時生活支援住宅賃貸借契約書

賃貸人 生活支援センター結 を甲、賃借人 を乙とし、甲乙間において、次の通り契約を締結した。

第1条(建物賃貸借)

甲は、乙に対し、甲所有の住宅を賃貸し、乙はこれを賃借することを約した。

住宅住所 久留米市
建物名称

第2条(期間)

賃貸借の期間は、 年 月 日から退去日までとする。

2 入居後3ヶ月をめどに次の住まいを契約し、退去するものとする。

第3条(賃料)

賃料は1日1,000円とし、乙は、甲に対し、毎月10日までに前月分を甲の口座に送金するか、現金にて支払うものとする。

2 利用にかかる光熱水費(電気・ガス・水道)は1日300円とする。ただし夏、冬季の冷暖房利用期間は1日100円を加算する。

3 退所月の賃料は、乙が住宅を退去する日に支払うものとする。

第4条(使用目的)

乙は、本物件を乙の一時生活の場として利用し他の用途に利用してはならない。

第5条(禁止事項)

乙は、次の事項をしてはならない。

- ① 本物件を第三者に転貸すること
- ② ①の他、共同使用その他事実上の第三者への譲渡又は転貸と同様の結果となる行為をすること

第6条(修理)

乙は、本物件の備品の交換、修理については、甲の負担でこれを実施する。

第7条(解除)

賃貸人甲と賃借人乙との信頼関係を著しく害すると認められた場合、甲は、何らの催告を要せず本契約を直ちに解除することができる。

第8条(協議)

甲と乙は、相互にこの契約の各条項を誠実に履行するものとし、この契約各条項に定めのない事項が生じたときや、この契約各条項の解釈について疑義が生じたとき

は、互いに誠意をもって協議の上解決する。

以上、本契約成立の証として、本書を二通作成し、甲乙署名押印のうえ、それぞれ1通を保管する。

2024年 月 日

(甲) 住所 福岡県久留米市国分町1323-1

一般社団法人生活支援センター結

理事長 永田啓造 ⑩

(乙) 住所 市

氏名 ⑩